

大阪地方最低賃金審議会総会

第330回本審議会議事録

1 日 時

令和元年7月3日（水） 11時00分～11時55分

2 場 所

大阪合同庁舎第2号館 5階 共用会議室C

3 出席者

（公益代表委員）

衣笠委員、服部委員、深井委員

（労働者代表委員）

狼谷委員、北畑委員、黒田委員、佐村委員、福西委員

（使用者代表委員）

中野委員、平岡委員、丸山委員、横田委員、吉田委員

（事務局）

井上労働局長、井口労働基準部長、渡邊賃金課長、西川主任賃金指導官、小松賃金指導官、青木賃金指導官、寺戸最低賃金係長

4 審議事項

（1）本年度の審議の進め方について

（2）大阪府最低賃金の改正決定について（諮問）

（3）特定最低賃金の改正決定等について（諮問）

（4）その他

(開会 11時00分)

西川主任賃金指導官

では、ただいまから大阪地方最低賃金審議会第330回総会を開催いたします。

初めに、傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人の皆様には、既にお渡ししております傍聴に関する「遵守事項」に従っていただきますようお願いいたします。

本日は、公益を代表する委員3名、労働者を代表する委員5名、使用者を代表する委員5名、計13名の委員のご出席により、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

なお、公益を代表する飯島委員、立見委員、水島委員、労働者を代表する上山委員、使用者を代表する古谷委員は本日所用のため御欠席です。

それでは、会長、議事の進行をよろしく願いいたします。

服部会長

皆様、おはようございます。

それでは、早速審議に入りたいと存じます。

御手元の会議次第に沿って進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議事(1)本年度の審議の進め方について入ります。

本年6月17日に運営小委員会を開催し、私が委員長となって本年度の審議の進め方について検討をしてまいりました。

事務局から検討結果の御説明をお願いいたします。

渡邊賃金課長

それでは、6月17日に開催されました運営小委員会で、今年度の審議の進め方について確認された重立った事項10点、御説明させていただきます。

1点目は、本年度の地域別最低賃金及び特定最低賃金の各専門部会の審議に関する了解事項についてです。地域別最低賃金専門部会及び特定最低賃金専門部会の審議につきましては、毎年、総会で承認を得た了解事項に基づいて運営を行っていますが、本総会に報告する了解事項(案)は、1ページの資料1のとおり、昨年度の了解事項を本年度も踏襲することとなりました。

2点目は、地域別最低賃金の目標発効日についてです。早期発効のため、10月1日発効を目標とする申合せがなされました。

3点目は、特定最低賃金の目標発効日についてです。こちらも早期発効のため、審議のグループ分けを行わず、全業種とも12月1日発効を目標とする申合せがなされました。

4点目は、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議方法についてです。昨年度同様、全ての業種において関係労使の入った専門部会で必要性審議を行っていただくこととなりました。ただし、特別小委員会は、今後の特定最低賃金の新設の申出や現行の特定最低賃金の廃止の検討審議の可能性に備えて残しておくこととなりました。

5点目です。特定最低賃金の基幹的労働者、適用除外業務の範囲の見直しに関する審議については、範囲の見直しにかかわらず、全業種、必要性審議の専門部会で行うこととなりました。

6点目です。特定最低賃金の不一致審と異議審の開催日の置き方は、効力発生日の目標から切り離

して設定することとなりました。すなわち、全会一致で改正決定の結論が出た場合のみ、目標日である12月1日付での効力発生となります。

7点目です。特定最低賃金の必要性審議の専門部会で一致しない状況となった場合に、不一致で結審した旨の報告を受ける総会を専門部会が結審する都度開催するのではなく、一つの総会にまとめ、金額改定の専門部会で一致しない状況となった場合の金額採決を行う総会とあわせて、第334回総会で予定することとなりました。

次に、8点目です。特定最低賃金の異議審の設定方法ですが、金額審議で全会一致に至った場合と、不一致審を経て答申に至った場合のいずれであっても、異議申出が出された場合、その異議審はまとめて第335回総会で予定することとなりました。

9点目です。本年度の实地視察については、第329回総会で実施を御決議いただいたところですが、6月26日水曜日に大阪地方最低賃金審議会委員により特別養護老人ホームを視察いたしました。なお、实地視察の要旨については、公開を前提とすると率直な意見の交換を妨げるおそれがあるということから、非公開という結論に至りました。

最後に、10点目です。地域別最低賃金の審議における関係労使からの意見聴取につきましては、7月25日に開催される第331回総会で行うこと、意見陳述時間は総枠30分以内とすること、意見を陳述される方の人選は、労働者側は黒田委員、使用者側は平岡委員にお願いするということになりました。

なお、意見陳述の人数については、労働者側は3名、使用者側は本日この場で人数を御説明いただくこととなりました。

以上、運営事項10点に加えて、会議の公開・非公開について御協議をいただいた結果、運営小委員会については、運営小委員会運営規程のとおり、会議及び議事録は非公開、議事要旨のみ公開という結論となりました。各専門部会、他の小委員会等の会議及び議事録の公開については、それぞれの専門部会、小委員会ごとに検討していただくという結論になりました。

運営小委員会の報告は以上でございます。御協議をお願いいたします。

服部会長

ありがとうございます。

ただいま事務局から運営小委員会の審議結果等についての御説明がございました。何か御質問はございませんでしょうか。

労働者を代表する委員、いかがでしょうか。よろしいですか。

使用者を代表する委員、よろしいですか。ありがとうございます。

公益の先生方はよろしいですか。

(な し)

服部会長

ありがとうございます。

ただいま質疑の御確認をしましたところ、特段の御質問はないということでした。

それでは、改めまして、運営小委員会の審議結果についての事務局からの10点の説明、並びに会

議の公開・非公開についての御説明を賜りましたことについて、少し確認をさせていただきます。

資料は、御手元の1から4を御参照いただきますとよろしいかと存じます。

先ほど御説明のほぼ繰り返しとなりますが、以下のとおりでございます。

1点目ですが、本年度の地域別最低賃金及び特定最低賃金の各専門部会の審議に関する了解事項についてでございます。昨年度の了解事項を本年度も全て踏襲いたします。

2点目は、地域別最低賃金の目標発効日を10月1日といたします。

3点目は、特定最低賃金の目標発効日を12月1日といたします。

4点目は、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議方法についてでございます。昨年度同様、全ての業種において、関係労使の入った専門部会で必要性審議を行っていただくこととなりました。ただし、特別小委員会は、今後の特定最賃の新設申し出並びに現行特定最低賃金の廃止の検討審議等の可能性に備えて残しておくということとなりました。

今申し上げましたこと、また今後申し上げますことは、資料3、4のあたりの流れのところを御確認いただきますと、よりわかりよいかと存じます。

そして、5点目でございます。特定最低賃金の基幹的労働者並びに適用除外業務の範囲の見直しに関する審議については、範囲の見直しにかかわらず、全業種、必要性審議の専門部会にて行うこととなりました。

続きまして、6点目でございます。特定最低賃金の不一致審と異議審の開催日の置き方は、効力発生日の目標から切り離して設定をすることとなりました。すなわち、全会一致で改正決定の結論が出た場合のみ、目標である12月1日付での効力発生となります。

続きまして、7点目でございます。特定最低賃金の必要性審議の専門部会で一致しない状況となった場合に、不一致審で結審した旨の報告を受けます総会を専門部会が結審する都度開催するのではなく、一つの総会にまとめ、かつ金額改定の専門部会で一致しない状況となった場合の金額採決を行う総会ともあわせて、本年度6回目の第334回総会で予定をすることとなりました。これは、資料3で御確認をお願いします。

8点目です。特定最低賃金の異議審の設定方法でございますが、金額審議で全会一致に至った場合と不一致審を経て答申に至った場合のいずれであっても、異議申出が出された場合、その異議審はまとめて本年度7回目の第335回総会で予定をすることとなりました。これも資料3にお示したところでございます。

続きまして、9点目でございます。本年度も大阪地方最低賃金審議会委員により、実地視察を実施いたしました。対象業種は特別養護老人ホームで、6月26日水曜日に実施をしたところでございます。

最後に、10点目でございます。地域別最低賃金の審議における関係労使からの意見聴取についてであります。7月25日に開催されます第331回総会にて行うこと、並びに意見陳述時間は総枠を30分以内とすること、さらに意見陳述の人数については、労働者側は3人、使用者側は本日人数の御説明を頂戴するということ。

以上、大変長くなりましたが、10点の御報告がございました。

そこで、最後の10点目の使用者側の意見陳述の人数でございますが、使用者側の委員において何か御説明を頂戴できますでしょうか。

平岡委員

意見陳述の枠につきましては、現時点では2名分の枠をお願いしたいと考えております。現時点ではというところは、大変申し訳ありませんが、今調整中のところがまだ残っており、1名になる可能性もございます。このような状況でございますので、いましばらく調整の時間をいただければありがたいと思っております。

服部会長

ありがとうございます。

ただいまの御説明ですと、2名で、場合によったら1名となる可能性があり、現在調整中であると承りました。運営小委員会の場では本日人数を御説明いただくと承って承りましたが、調整中と今承った次第でございます。ただ、事務局の御準備の都合もあるかと思いますので、締め切りを設定したいと存じます。事務局としてはいつまでに人数設定が必要でございましょうか。

小松賃金指導官

恐れ入ります、7月10日水曜日までにお決めいただきますようお願い申し上げます。

服部会長

締め切りということで、7月10日水曜日という期限を頂戴しましたが、大丈夫でございましょうか。

平岡委員

ありがとうございます。

服部会長

それでは、事務局から説明のあった7月10日までに人数確定をいただけるということでお願いをいたしたいと存じます。

それでは、事務局は使用者を代表する委員から確定人数の御連絡がございましたら、意見陳述の時間の調整をお願いいたします。運営小委員会の審議結果、意見陳述時間は、総枠が30分の範囲内とされております。その範囲での調整をお願いいたします。

小松賃金指導官

承知いたしました。

服部会長

なお、先ほど事務局から説明をいただきました運営小委員会については、運営小委員会規程のとおり、会議及び議事録は非公開、並びに議事要旨のみ公開という形になります。本年度におきましては、ただいまの点も含め、この運営小委員会の報告のとおりで審議を進めることといたしたいと存じます。よろしいでしょうか。

(異 議 な し)

服部会長

労働者を代表する委員並びに使用者を代表する委員からも異議なしという声を頂戴いたしましたので、御承諾をいただいたということで、そのように進めさせていただきます。

それでは、続きまして議事（２）大阪府最低賃金の改正決定について（諮問）に入ります。

この件につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

渡邊賃金課長

令和元年度の大阪府最低賃金の改正決定に係る諮問に際しまして、その経過について事務局から御説明を申し上げます。

我が国の経済は、デフレでない状況をつくり出し、長期にわたる回復を持続させており、GDPは名目・実質ともに過去最大規模に達しました。国民生活に密接にかかわる雇用・所得環境も大きく改善しています。

このような中、令和元年6月21日には、経済財政運営と改革の基本方針2019及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画がそれぞれ閣議決定されました。

資料6の12ページから13ページの下線部分と資料7の19ページの下線部分を御覧ください。

いずれも、最低賃金の引上げについて、「経済成長率の引上げや日本経済全体の生産性の底上げを図りつつ、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組む。生産性向上に意欲をもって取り組む中小企業・小規模事業者に対して、きめ細かな伴走型の支援を粘り強く行っていくことを始め、思い切った支援策を講ずるとともに、下請中小企業振興法に基づく振興基準の更なる徹底を含め取引関係の適正化を進め、下請事業者による労務費上昇の取引対価への転嫁の円滑化を図る。最低賃金については、この3年、年率3%程度を目途として引き上げられたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあいまって、より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す。あわせて、我が国の賃金水準が他の先進国との比較で低い水準に留まる理由の分析をはじめ、最低賃金の在り方について引き続き検討する」と示されております。

皆様方におかれましては、このような点についても御配意いただきまして、御審議をよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまから大阪府最低賃金の改正決定の諮問を行うことといたします。

会長、局長、中央へお願いいたします。

(局長から会長に諮問文を手交する)

渡邊賃金課長

席へお戻りください。

青木賃金指導官

皆様、写しは御手元に届きましたでしょうか。
それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。

大労発基第0703第1号

令和元年7月3日

大阪地方最低賃金審議会 会長 服部良子殿

大阪労働局長 井上 真

大阪府最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、大阪府最低賃金（昭和56年大阪労働基準局最低賃金公示第1号）の改正決定について、経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議をお願いする。

以上でございます。

服部会長

ただいま局長から諮問を受けました。

それでは、今後の事務的な手続につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

西川主任賃金指導官

それでは、説明させていただきます。

ただいま局長から諮問申し上げましたので、本日付けで、専門部会委員の任命のための推薦を求める公示、関係労使の意見聴取の公示をいたします。

専門部会委員の任命のための推薦を求める公示の締め切り日は7月11日木曜日とさせていただき、大阪府最低賃金に係る関係労使の意見聴取の公示の締め切り日は7月19日金曜日とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

その後、委員の任命の手続を経まして、専門部会を開催していただくこととなります。

以上でございます。

服部会長

ありがとうございます。

それでは、ただいまの諮問及び事務局からの御説明に関しまして、御意見、御質問がございましたらお願いをいたします。何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

（ な し ）

服部会長

質疑はございませんので、次に進ませていただきます。

議事（3）の特定最低賃金の改正決定等について（諮問）に入ります。

事務局から御説明をお願いいたします。

西川主任賃金指導官

御手元にお配りしております資料5、9ページを御覧ください。

当局で決定しております7県の特定最低賃金全てについて改正を行うよう関係労働組合から申出があり、申出要件を満たすものとして、7業種全て6月28日付けでこれを受理いたしました。

したがいまして、7件の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無と改正決定の必要性ありとの結論に達した特定最低賃金の改正決定について、あわせて諮問することといたします。

渡邊賃金課長

それでは、会長、局長、中央へお願いいたします。

(局長から会長に諮問文を手交する)

渡邊賃金課長

席へお戻りください。

青木賃金指導官

皆様、写しは御手元に届きましたでしょうか。

それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。

大労発基第0703第2号

令和元年7月3日

大阪地方最低賃金審議会 会長 服部良子殿

大阪労働局長 井上 真

最低賃金の改正決定等について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）（以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。また、貴会における審議の結果、下記の最低賃金のうち、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した最低賃金の改正決定について、法第15条第2項の規定に基づき、併せて貴会の調査審議をお願いする。

記

- ・大阪府塗料製造業最低賃金
- ・大阪府鉄鋼業最低賃金
- ・大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
- ・大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金
- ・大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- ・大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金
- ・大阪府自動車小売業最低賃金

以上でございます。

服部会長

それでは、ただいま大阪府塗料製造業最低賃金外6件の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無並びに必要性ありとの結論に達した場合、最低賃金の改正決定につきまして、局長から諮問がございました。

なお、特定最低賃金の審議の流れに関しましては、特別小委員会での審議事項になりますが、本日、この総会の前に開催された第1回特別小委員会でご審議をいただいておりますので、深井委員長代理から報告をお願いしたいと存じます。

深井委員長代理

先ほど開きました第1回特別小委員会でご審議した結果について報告いたします。

先ほど運営小委員会の審議結果を御報告いただきましたが、このうち特定最低賃金の審議に関する事項は特別小委員会にて確認しております。特定最低賃金の審議にかかわる「改正の必要性にかかる意見書」に関しましては、昨年同様、各専門部会の労使を代表する各委員さんから提出していただくことになりましたので、報告いたします。

また、特別小委員会につきましては、特別小委員会運営規程のとおり、会議及び議事録は非公開、議事要旨のみ公開ということでございます。

服部会長

ありがとうございました。

ただいま深井委員長代理から報告をしていただきました。これにつきまして、御質問、御意見はございますでしょうか。

(な し)

服部会長

ありがとうございます。

それでは、今年度、特定最低賃金の審議に係る「改正の必要性にかかる意見書」に関しましては、昨年同様、各専門部会の労使を代表する各委員から御提出をしていただくということによろしいでしょうか。

(異 議 な し)

服部会長

ありがとうございます。

御了承を頂戴いたしましたので、そのように進めてまいりたいと存じます。

それでは、今後の手続につきまして、事務局から御説明をお願いします。

西川主任賃金指導官

7業種全てで関係労使委員の入った専門部会を設置して改正決定の必要性の有無を審議していただ

くことになりましたので、本日付けで7件それぞれ専門部会委員任命のための推薦を求める公示をいたします。

推薦公示の締め切りは7月11日木曜日とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

その後、委員任命の手続を経まして、専門部会を開催し、審議していただくこととなります。専門部会の開催は8月上旬の地域別最低賃金答申後となる見込みです。

また、この専門部会は、改正決定の必要性ありの結論に達した特定最低賃金については、そのまま改正決定の金額審議の専門部会も兼ねることとなります。

以上でございます。

服部会長

ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明に関しまして、御質問等はございませんでしょうか。よろしいですか。

(な し)

服部会長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、議事(4)のその他に入ります。

渡邊賃金課長

会長、申し訳ありません。事務局から御報告したいことがございます。ここでお時間をいただいてもよろしいでしょうか。

服部会長

わかりました。それでは、事務局、御説明をどうぞお願いします。

渡邊賃金課長

お時間をいただいて申し訳ございません。

皆様の資料ナンバーはございませんが、追加資料として資料の一番最後に「平成30年度最低賃金に関する基礎調査について」という資料を御覧ください。

平成30年7月の大阪地方最低賃金審議会専門部会において報告いたしました最低賃金に関する基礎調査の調査結果に関しまして、数字の誤りがあり、集計結果の訂正が必要なくなりました。大変申し訳ございません。

経緯としましては、大阪労働局の職員が本年度調査の集計作業を行っている中で数字の誤りの可能性に気づいたことが端緒となっております。現在集計中の本年度の調査については、集計作業に誤りがないよう速やかに対応しております。また、平成30年度の調査票の内容や集計表の数値を確認するなど精査をした上で再集計を行った結果、訂正が必要なくなることが判明しましたので、本日、訂正した集計結果について御報告させていただきます。

このような集計作業で誤りが生じた原因につきましては、現在調査中でございます。できるだけ早

い時期に報告できるようにしてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

それでは、資料の説明を行います。追加資料を御覧ください。

まず、本調査の概要について、改めて簡単に説明させていただきます。

本調査は、最低賃金法に基づいて地方最低賃金審議会における最低賃金の決定、改正等の審議に資するため、労働者の賃金実態を把握することを目的として実施している調査でございます。

調査の範囲や調査事項につきましては、資料に記載のとおりでございます。

次に、裏面を御覧ください。再集計結果について御説明申し上げます。

基礎調査の集計表は多くございますが、本日は主なものとしまして、昨年8月に最低賃金を改定した際に報道発表いたしました、最低賃金改定により賃金の引上げが必要な労働者数及び影響率と最低賃金に関する基礎調査の産業計、就業形態計、事業所規模計の主な集計項目の再集計値をお示しております。

本日御説明した主な数値以外の再集計値に関しましては、後日開催される専門部会で改めて報告させていただきますとしております。

まず、賃金の引上げが必要な労働者数及び影響率は、279千人、19.4%となり、再集計によって統計値でプラス1千人、プラス0.1%変動しております。

また、最低賃金に関する基礎調査の集計表の主な集計項目として、再集計によって時間当たりの平均賃金額はプラス8円、中位数はプラス2円と変動しております。

なお、産業計、就業形態計、事業所規模計の賃金分布の表につきましては、参考に添付しております再集計前と再集計後をお付けしておりますので、御覧ください。

報告は以上となります。このような事態を発生させたことにつきましては、心からお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

服部会長

ただいま事務局からは、平成30年の基礎調査において集計に誤りがあるとの御報告がございました。最低賃金の改正の議論におきまして参考資料として用いた基礎調査の数値に誤りがあったとのことで、このこと自体は大変遺憾なことで、事務局には反省をしていただき、特に原因究明をしっかりと行っていただかなくてはというふうに考えております。

ただ、この審議の場に関わっておられる方々には、よく御承知の部分もあるかと思いますが、最低賃金というものは、特定の指標のみによって自動的に決定されるものではございません。春闘の賃上げの結果のほか、名目GDP、消費者物価指数、有効求人倍率など様々なデータや要素を総合的に審議の際に勘案して公労使で丁寧にこれまで審議をして決定してきたということは御承知かと思っております。

その意味で、今回、再集計した数値を拝見いたしますと、修正前後の数値に大きな変動があるものではないことから、過去の最低賃金の改正額の議論に影響を与えるものではないと考えております。

もう少し申し添えますと、地域別最低賃金の専門部会並びに特定最賃の審議の場において、労働局御提示のこの基礎調査の資料というものを参考にさせていただきながら、なおかつ労働者を代表する委員の御主張、並びに使用者を代表する委員の御主張というもの、それは数値でお示しいただける以上の諸情報を審議の際にご提示をいただきながら、これまで審議を積み重ねて、各年度の金額改定を進めてきたというふうに、それは確かに申し上げることができるかと考えている次第でございます。

皆様に先立って少し私がコメントをさせていただいてしまいましたが、まずは皆様方のこの度の件につきまして、率直なお考え、御意見を賜りたいと存じます。

まず、労働者を代表する委員、どなたか御意見はございますでしょうか。

黒田委員

今、会長もおっしゃっていただいていますように、いろんところで、この基礎調査の関係も含めてですけれども、注目もされてきていますし、やはり今後もこういった調査の信憑性そのものがどうかということにもなってくるかと思えます。ただ、今おっしゃっていただいたように、全体審議の中でこれをもってどうということではないかと思えますが、中身としては労働側としても遺憾というように感じて思っておりますけれども、今後の審議については粛々と進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

服部会長

ありがとうございます。ほかによろしいですか。黒田委員の御意見は、労働者委員の意見を代表するものということによろしいですか。

それでは、使用者を代表する委員、どなたか御意見はございますでしょうか。

平岡委員

影響率に0.1%の誤りがあったということ、これだけをもって昨年の審議結果に大きな影響が出るということにはならないとの御判断は理解できるんですが、この影響率というのは、金額審議の中で特に重要なデータだと我々は認識しておりますので、そのデータを作成する過程に何らかの誤りがあったということ、誤りの値の大小ではなく、誤りがあったということ自体が非常に大きなことだと受け止めております。

これは、結果的に0.1%だったということで、そうでなかった可能性もあることは否めませんが、今年度の審議に当たって、示された影響率が本当に信頼できるデータであるということをもまず御説明をいただいて、すなわち、なぜ誤りがあったかということをも明らかにしていただいて、今年度はそれがないと、そのための手を打っているということをもきっちり御説明をしていただいた上で、データ提示をお願いしたいと思えます。

服部会長

ありがとうございます。

影響率の数字の重みというのは、審議にかかわる委員の皆様方におかれましては長年痛感するところで、ただいま平岡委員のおっしゃる御指摘はまことにもっともかと存じます。さらに、少し具体的に今後という御言葉がございましたが、もしそれについて事務局から何か現時点での進行中の対応でありますとか、今後についてございますればいかがでしょうか。

渡邊賃金課長

御意見承りました。本年度の調査につきましては、確実に集計作業を行いたいと思っておりますし、昨年度のものについては現在確認中ですので、速やかに原因究明をしてまいりたいと思っておりますので、

どうかよろしくお願いいたします。

服部会長

ということで、現在進行形で調査、確認、並びに本年度のことについても鋭意作業をなさっておられるようですが、平岡委員、いかがでしょうか、今のお答えで。

平岡委員

金額審議をする専門部会の場できっちりと御説明をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

服部会長

ありがとうございます。

ただいま平岡委員から具体的な御指摘がございましたが、公益の立場としても申し上げますれば、やはり審議の際の非常に要となる数値ですので、先ほど賃金課長が御説明くださったように、丁寧に今作業をお進めくださっておるということで理解しております。

ただ、審議開始に向けて、より一層、今年度、丁寧に、このようなことがないような作業を進めていっていただきますようお願いをできればという感想を持つ次第でございます。

改めましてまとめますと、労働者を代表する委員並びに使用者を代表する委員、具体的な御指摘もございましたが、総合的な審議を進める、ただし、影響率という点では極めて重要な数字でありますので、今後さらに慎重を期して調査と調査結果の御提示をお願いしたいとまとめさせていただきたいと存じます。

過去の最低賃金の改正につきましては、出てまいりました数字を判断する限りにおきましては、改正額の審議の結果に影響を与えるものではないという整理でまとめさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(異 議 な し)

服部会長

ありがとうございます。

それでは、皆様からそのような御言葉を頂戴したということで、本年度の審議に向けて、事務局におかれましては、丁寧な調査結果とそのおまとめをお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、同じ議事（４）で、これはその他でございますので、ただいまのこと以外に何かございましたら、予定していた内容がありましたらお願いしたいと存じます。議事（４）のその他で予定していた内容に戻りたいと存じます。

小松賃金指導官

少し審議日程のところで説明をさせていただきます。

配付資料の7ページの資料4のところを御覧ください。

この案は運営小委員会の検討結果を踏まえまして、事務局で日程調整させていただきました結果、開催日の設定を今書かせていただいているものでございます。

主たるところのみ御紹介申し上げます。

まず、総会の欄、8月5日の月曜日、第332回総会のところに「期限」と書いてございますが、これは地域別最低賃金を10月1日発効とするための答申日の期限が8月5日という意味でございます。異議の申出に係る総会は8月21日水曜日に開催予定でございます。中央最低賃金審議会の目安審議の状況等により日程を変更させていただく場合もございますが、基本的には事務局からはこの審議日程での御提案をさせていただきますが、この審議日程でよろしいでしょうか。御協議をお願いいたします。

服部会長

ありがとうございました。

ただいま、先ほどの運営小委員会の話の中でも出てまいりましたが、審議日程の詳細についての御説明、確認で、このような、今の御説明のような審議日程で進めるということについてお諮りがございました。この日程でよろしいでしょうか。

(異 議 な し)

服部会長

御異議がないようですので、本年度はお示しいたきましたこの日程に即して審議を進めてまいりたいと存じます。皆様、御協力のほどお願いをいたします。

なお、日程等の変更がございましたら、対応もまたよろしくをお願いをいたします。

事務局からほかに何かございますでしょうか。

西川主任賃金指導官

私から、本日配付資料の21ページ、資料8でございます。団体からの最低賃金改正等に係る要請等につきまして御説明させていただきます。

まず、資料8は、本年6月17日に開催されました第329回総会以降に提出されました最低賃金に係る要請書でございます。

まず、資料の8-1は、本年6月26日付で日本労働組合総連合会大阪府連合会から、大阪府最低賃金の大幅な引上げを求める要請についてとして提出されたもので、大阪府最低賃金は、政労使合意の雇用戦略対話及び政府の成長戦略に基づき、早急に連合大阪リビングウェイジ1,000円(時間額)以上に改正すること、中小企業・零細事業者においても最低賃金の引上げが確実に行われるよう、取引関係の適正化と支援策の周知徹底を図ること、特定最低賃金の新設の申出要件を緩和し、当該産業の賃金の底上げを図り、労働条件を向上させること、大阪府最低賃金審議会において、意見書の提出者及び関係労働者・使用者、その他関係者の意見聴取の機会を確保すること、特に割合が増加している非正規労働者の生活実態及び意見を尊重するなどを求める要請がなされたものでございます。

次に、23ページの資料8-2、こちらは大阪弁護士会から最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明として要請があったものでございます。現行の大阪府最低賃金である時給936円では、フルタ

イム稼働をしたとしても月収16万円、年収約194万円にしかならないこと、先進諸外国の多くが最低賃金1,000円を上回ること、また、本年10月には消費税率の引き上げも予定されていることから、現在の最低賃金の水準では日々の生活を維持していくことすら困難であり、老後に向けた資産形成にはほど遠く、最低賃金の大幅な引き上げは早急に対処すべき問題であり、最低賃金の大幅な引き上げに当たっては、特に中小企業の生産性向上に向けて各種施策を積極的に検討すべきである、よって、中央最低賃金審議会答申においては、地域別最低賃金の全国加重平均1,000円を実現できるよう大幅な引き上げを求めるとともに、大阪府最低賃金審議会に対しては、提示された目安にかかわらず、大阪府最低賃金額を大幅に引き上げることの要請でございます。

以上でございます。

服部会長

ありがとうございます。

ただいま要請書の御説明がございました。これについて何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

(な し)

服部会長

ないようでしたら、委員の皆様、ほかに何かございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

(な し)

服部会長

ないようでしたら、今後の日程について、事務局から御説明をお願いいたします。

西川主任賃金指導官

次回、本年度第331回総会を7月25日木曜日、午前10時30分に予定しております。

議事といたしましては、1点目として、関係労働者及び使用者の意見聴取・陳述、2点目としましては、昨年度大阪最低賃金額答申要望に対する取組報告を予定しております。

なお、中央最低賃金審議会の目安の答申が出されている場合には、あわせて目安も伝達させていただきます。

以上でございます。

服部会長

それでは、この日程につきまして、委員の皆様、よろしく願いをいたします。

ただいまの日程の説明について、何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(な し)

服部会長

当面の審議の進め方は以上のおりでございます。
そのほか何かございませんでしょうか。

(な し)

服部会長

それでは、本日の会議の議事録の署名につきましては、私から、労働者を代表する委員は黒田委員に、使用者を代表する委員は平岡委員をお願いを申し上げます。
事務局から何かさらにございますでしょうか。

西川主任貸金指導官

特にございません。

服部会長

それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。
ありがとうございました。

(閉会 11時55分)